



# 労働法を賢く使って学生生活を守ろう

# ブラック・バイトにレッドカードを！

ブラックバイトが広がっています。県内の大学生からバイトの相談を受けました。バイトで授業に出られない「ヤミやサークル活動が成り立たない」などの苦情です。ブラックバイトがひろがったのは、非正規雇用が増え、もとは正社員がやっていた仕事を肩代わりさせる動きが進んだからです。シフト管理、新人育成、店舗のカギの管理など、過度の仕事と責任が押し付けられ、学生、バイトが追いつめられています。日本共産党は、不安定雇用をひろげる政治をやめさせ、誰もが人間らしく働けるルールを作ろうと呼びかけています。

## ●ケース1：彦根市内の飲食店

新規開店準備ということで、アルバイトの募集があり応募しました。初日は午前10時から午後8時までの約束でした。長時間とは思いましたが仕方なく勤務しました。しかし午後2時から5時までは仕事がないので休んでくれ言われました。午後8時以降も仕事を続けるように言われ結局午後11時まで働きました。割増賃金の説明もありませんでした。

## ●ケース2：米原市内のゲームセンター

ゲームセンターで働いています。働いて3日目にゲームセンター責任者に朝10時から終了の午後8時まで1人で働いてほしいと言われました。開店準備から閉店作業まで働くよう言われました。開店や閉店のやり方も十分説明もなく、休憩時間もなく、契約書もなく、割増賃金の説明もありませんでした。

## アルバイトは法律上「労働者」

アルバイトも労働基準法、労働安全基準法など、すべての労働法は学生、バイトにも適用されます。

●いつ、どこで、何時から何時まで働くかは雇用契約の基本中の基本です。雇い主は働く人に書面で明示する義務があります。労働基準法第15条

●シフト変更は働く人との合意が大前提。契約にない曜日や時間帯に無理やりシフトを入れることはできない。労働契約法第8条、第9条など

●シフトに穴あけるな」自分が入れないなら代わりを見つけて」などの強制は許されません。代わりを見つけてるのは雇い主の責任です。●時給は都道府県ごとに法律で最低賃金が決められている。ちなみに滋賀県は730円です。最低賃金法第3条

●賃金や残業代は1分単位で計算します。15分未満の労働時間は切り捨て」などは違法です。着替え、掃除、引継ぎ、塾講師の報告書作成にかかる時間も賃金が発生します。行政通知・昭和63年3月14日基発1500号

●1日8時間を超えて働いた分(残業)や、午後10時から午前5時までの深夜勤務には、それぞれ25%以上の割増賃金が支払われます。(例：時給800円なら1000円に)労働基準法第37条

●18歳未満の高校生を深夜に働かせることは違法です。労働基準法第61条

●皿を割ったら弁償させる」売れ残りの商品を買収させる」辞めたいと申し出たのに、理由をつけて辞めさせない」『きなり解雇する』などは、すべて違法です。労働基準法第6条、第91条【労働契約法第16条】など  
●半年以上同じバイト先で働いていれば有給休暇をとれます。労働基準法第39条

年次有給休暇の日数

週の所定 労働日数	勤続日数	
	6カ月	1年6カ月
4日	7日	8日
3日	5日	6日
2日	3日	4日
1日	1日	2日

●1日6時間を超えて働く場合、45分の休憩時間をとれます(8時間を超える場合は60分)。労働基準法第34条

## お金の心配なく働ける社会を

親世代の所得が減り、学業や生活をバイト収入に頼る学生が増えています。そんなひどいバイト辞めたら」と言われても、そうもいきません。世界では先進国のほとんどが学費は無料か低額で、奨学金も返済不要です。日本共産党は「学費を無償に」安心して借りられる奨学金に」と国会で質問しています。学生、父母と力を合わせて、お金の心配なく学べる社会を目指しています。

労働問題の相談は  
日本共産党議員団  
へ

